

事務連絡  
令和6年3月29日

市内障害者支援施設	施設長	様
市内障害福祉サービス事業所	管理者	様
市内障害児通所支援事業所	管理者	様
市内相談支援事業所	管理者	様

川口市福祉部障害福祉課長

## 令和6年度からの地域区分の変更について（通知）

本市の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の報酬改定に伴い、令和6年4月利用分から、本市の地域区分が 6級地から5級地に変更となります。この変更により、国民健康保険団体連合会への請求の際は、システムの地域区分コードの変更を行う必要がございます。誤った地域区分で請求されますと、返戻となりますのでご注意ください。

### 記

#### 1 対象サービス

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援
- ・ 障害児通所支援
- ・ 障害児相談支援

#### 2 地域区分

令和6年3月利用分まで6級地  
令和6年4月利用分から5級地

#### 【問合せ先】

川口市福祉部障害福祉課  
給付係  
TEL 048-271-9443（直通）